

令和 8 年度第 6 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 8 年 9 月 1 0 日 (月) 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 0 0 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	1 2 番	安部 寛			
会長職務代理者	1 3 番	(川村 忠幸)	1 4 番	中谷 正史	
委員	1 番	坂本 宗延	2 番	田中 孝幸	
	3 番	尾崎 正明	4 番	小林 勝志	
	5 番	(横野 俊彦)	6 番	土居 浩之	
	7 番	田中 照幸	8 番	岸本 慶子	
	9 番	明治 良一	1 0 番	前田 幸己	
	1 1 番	松尾 福実			

○農地利用最適化推進委員

委員	(西尾 寿秋)	土井 英揮
	井上ひろみ	岸本 政明
	横山 茂	猪本 正己
	坂本 政典	田中 滋樹
	山根 祐一	(東口 進一)
	(保田 公範)	(山田 裕人)
	(山本 守)	西川 敬一

4. 欠席委員 ※欠席委員は括弧書き

5. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	6 番 土居 浩之	7 番 田中 照幸
第 2	報告事項 1	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について	
	報告事項 2	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について	
	報告事項 3	農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の規定による届出書について	
	報告事項 4	非農地証明願について	
	報告事項 5	公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について	
第 3	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について	
第 4	議案第 2 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について	
第 5	議案第 3 号	農用地利用集積等促進計画について	
第 6	議案第 4 号	所有者等を確知することができない農地の公示について	
第 7	そ の 他		

農業委員会事務局職員	事務局長	大石 博	係 長	尾崎 千穂
	主 事	藪田 龍哉		

6. 会議の概要

【会議の概要】

開会（13 時 30 分）	
事務局	定刻を少し過ぎましたが、これより第 6 回農業委員会を始めさせていただきます。 本日の出席状況ですが、農業委員 12 名、推進委員 8 名（※田中 滋樹 推進委員は少し遅れて出席のため計 9 名）が出席しております。 欠席者は、農業委員につきましては 5 番 横野俊彦 委員、13 番 川村忠幸 委員の 2 名、推進委員につきましては西尾寿秋 委員、東口進一 委員、保田公範 委員、山田裕人 委員、山本守 委員の 5 名となっております。 八頭町農業委員会会議規則第 6 条に規定する定足数を満たしておりますので、本会議は成立いたします。
事務局	議事に先立ちましてご連絡いたします。 本日は総会終了後に、前回ご案内いたしました通り研修会を予定しております。講師といたしましては鳥取県農業会議の役員・指導員の方にお越しいただいております。主な内容といたしましては、地域計画のブラッシュアップや農地利用の最適化活動などについての研修を予定しておりますので、総会に引き続いてよろしく願いいたします。 それではこれより令和 8 年度第 6 回八頭町農業委員会を開会いたします。開会にあたり、安部会長よりご挨拶をお願いいたします。
安部 会長	皆さん、こんにちは。8 月は非常に暑かったわけですが、本日（9 月 10 日）は大変涼しくなり、気候の大きな変化を感じているところでございます。長雨の合間を縫って稲刈りが進められており、本日こちらへ向かう道中でもコンバインが稼働している様子を見かけました。委員の皆様におかれましても、大変お忙しい時期にご出席いただき感謝申し上げます。 さて、新聞等でも報道されております通り、お米を巡る情勢におきましては波乱含みの状況となっております。本年の概算金につきましては 16,000 円と、前年より 6,000 円下落いたしました。JA 側といたしましては再生産価格での提示を目指していたところではありますが、九州方面等から 16,000 円程度の安価なお米が出回ったこ

	とや、昨年度の政府備蓄米の放出ならびに前年度在庫の流出が重なったことにより、価格が下落傾向を辿ったことが背景にあります。この概算金価格では、今年のお米の収支におきまして農家の皆様が非常に厳しい影響を受けられるのではないかと危惧しております。 また、担い手に関しましては全国的に減少傾向が続いており、当委員会として管理・保全すべき農地が今後どのようなようになっていくのか、大変懸念されるところでございます。今年の価格動向に挫けることなく、来年度に向けて皆様が意欲を持って営農を継続し、農地を適切に維持・継承していただける環境づくりが重要であると考えております。本日につきましては、先ほど事務局からもご案内がありました通り、総会終了後に鳥取県農業会議より講師をお招きし、研修会を予定しております。お忙しい中とは存じますが、研修につきましても何卒よろしくお願い申し上げます。 本日の審議につきましては、農地法第 3 条による権利移動が 3 件、第 4 条による転用許可申請が 2 件、農用地利用集積等促進計画が 16 件（筆数・事業関連）、ならびに所有者等を確知することができない農地の公示が 1 件となっております。全体といたしましては午後 3 時頃までに概ね終了する見込みでございますので、皆様のご協力のもと円滑に会議を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
安部 会長	日程第 1、議事録署名委員につきましては、予め議席順と決まっておりますので、6 番 土居浩之 委員、7 番 田中照幸 委員にお願いいたします。 次に日程第 2、報告事項の説明を事務局はお願いします。
事務局	失礼いたします。配付しております報告事項 5 件につきまして、順にご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。
事務局	まず報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定によります届出書についてでございます。相続等による農地の取得届出となっております。今月は 5 件でございます。記載事項につきましては漏れなく記載されており、内容も問題ございませんでしたので受理いたしました。 次に報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理いたしましたのでご報告いたします。資料 5 ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約となっております。今月は 1 件でございます。双方合意による解約のため問題なしということで受理いたし

	ております。 次に報告第 3 号、農地法施行規則第 29 条に基づく届出（2 アール未満の農地転用）を受理いたしましたのでご報告いたします。資料 6 ページをご覧ください。今月は 2 件でございます。用途は米の乾燥・保管場、および農業用倉庫となっております。本件につきましても、耕作者自らが営農効率化のために行うものであり、図面等により農業経営に直結する施設であることを確認いたしました。特例要件を満たしていることから受理いたしております。 次に報告第 4 号、非農地証明願についてでございます。資料 7 ページをご覧ください。1 件の申請がございました。本件につきましては、20 年以上前より長期間耕作されておらず、現況は原野となっております。9 月 3 日に現地確認を 坂本宗延 委員、明治良一 委員、土井英揮 推進委員、および事務局で行いまして、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地としての実体を失っており、かつ容易に耕作可能な状態に復旧できないものであることを確認し、妥当であると判断いたしました。 最後に報告第 5 号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告についてでございます。資料 8 ページをご覧ください。1 件の該当事業がございました。事業内容について確認ができましたので、こちらも問題なしということで判断し受理いたしております。以上でございます。
安部 会長	はい、ありがとうございます。この報告事項につきましてご意見等がある方はお伺いしたいと思います。
9 番 明治良一 委員	報告事項の中で、現況地目が宅地になっている部分の扱いについて教えてください。
事務局	この麻生地域につきましては地番調査は完了しており、現状としては宅地になっておりますが、国の承認手続き等がまだ完了していないため登記上の地目が変更されていない状態です。国の承認を得られれば将来的に登記変更される見込みとなっております。
安部 会長	よろしいでしょうか。他に質問がないようですので報告事項を終了いたします。
安部 会長	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を行います。受付番号 11-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	はい、失礼いたします。農地法第 3 条の規定によります許可申請

	についてのご審議をお願いいたします。 受付番号 11-1 についてご説明をいたします。本件は志谷地内に位置する田 1 筆 (1,497 m²) の売買による所有権移転となっております。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人となっております。 申請の経緯についてご説明いたします。本申請地は譲渡人が令和 7 年に相続取得し、隣接する実家とともに空き家バンクの方に登録・管理が行われていたものとなります。昨年、譲受人がこの空き家の購入を希望されましたが、当時は農業経験がなく農地取得の要件を満たしておりませんでした。そのため先行して空き家のみ購入のうえ、この 1 年間、隣接する本申請地で譲渡人から直接指導を受けながら畑として農作業の経験を積み、この度正式な売買に至ったものとなっております。 続きまして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件についてご説明いたします。 まず、全部効率利用要件についてでございます。譲受人に現在自己所有の地はございませんが、本申請地を引き続き畑として耕作される予定となっております。通作につきましては、自宅に隣接しているため営農上支障はないものと認められます。 次に、農作業従事要件についてでございます。譲受人本人およびご家族とも約 1 年間の農作業従事経験を積まれており、必要な営農体制が確保されていることから問題ないものと認められます。 最後に、地域との調和要件についてでございます。周辺は農地と宅地に囲まれており、周辺地域の農地利用等に支障を及ぼすおそれはないものと認められます。説明は以上でございます。
安部 会長	この件につきましては、11 番 松尾福実 委員に事前調査をお願いしておりますので報告をお願いします。
11 番 松尾福実 委員	8 月 28 日に書類をいただき、翌日早速訪問いたしました。住宅を購入された方でご自宅におられ、お話しいたしました。その際、申請書類の氏名漢字表記についてご本人とお話ししたところです。 現地は住宅の隣で大変きれいに管理・耕作されており、営農意向・能力ともに問題ないと判断いたしました。
安部 会長	松尾委員からお話のありました氏名の漢字表記について、事務局より補足をお願いします。
事務局	氏名の漢字表記につきましては、住民基本台帳等の登録情報と照

	合確認を行い、正確な正式表記にて手続きおよび訂正を行わせていただきます。誤り等があった場合は事務局にて修正処理を行いますので、ご了承のほどお願いいたします。
安部 会長	それでは受付番号 11-1 につきまして質問・意見はございませんか。……意見がないようですので採決に移ります。申請通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
安部 会長	賛成多数と認め、受付番号 11-1 について申請通り決定いたします。続きまして受付番号 12-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	はい、失礼いたします。それでは受付番号 12-2 につきましてご説明をいたします。本件は篠波地内に位置する畑 1 筆 (195 m²) の売買による所有権移転でございます。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人でございます。 申請の経緯についてご説明をいたします。本申請地は譲渡人が昨年相続により取得され、地元のご家族が草刈り等の保全管理を行っておられた農地となります。2 年ほど前に地元のご家族が亡くなられ、譲渡人ご本人も大病を患われたため管理継続が困難となっておりました。そこで、旧知の地元の譲受人に農地の譲渡を相談されたところ、この度売買に至ったところとなっております。 続きまして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件についてご説明をいたします。 まず、全部効率利用要件についてでございます。譲受人は現在、自己所有地において水稻や野菜を栽培されており、本申請地も引き続き畑として利用される予定でございます。通作につきましては、自宅から約 50m 程度と近接しており、営農上支障はないものと認められます。 次に、農作業従事要件についてでございます。譲受人本人は約 50 年の農作業従事経験があり、必要な営農体制が確保されていることから問題ないものと認められます。 最後に、地域との調和要件についてでございます。周辺は農道および畑に囲まれており、周辺地域の農地利用等に支障を及ぼすおそれはないものと認められます。説明は以上でございます。
安部 会長	この件につきましては、1 番 坂本宗延 委員に事前調査をお願い

	しておりますので報告をお願いします。
1 番 坂本宗延 委員	事前調査報告をいたします。9 月 4 日に現地調査を行いました。雑草が伸びている部分もありますが、少し手入れをすれば十分利用可能です。買受人より果樹栽培等の意欲的な営農計画を確認しており、地元耕作者による取得として妥当と判断いたしました。
安部 会長	質問・意見はございませんか。……意見がないようですので採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
安部 会長	賛成多数と認め、受付番号 12-2 について申請通り決定いたします。続きまして受付番号 13-3 について事務局は説明をお願いします。
事務局	はい、失礼いたします。受付番号 13-3 についてご説明をいたします。本件は篠波地内に位置する畑 1 筆 (382 m²) の売買による所有権移転でございます。譲渡人、譲受人ともに町内の個人でございます。なお、本件の譲渡人は先ほどご説明いたしました受付番号 12-2 の譲渡人のご家族にあたります。 申請の経緯についてご説明をいたします。本申請地は譲渡人が昨年相続によって取得し、これまで地元のご家族の方が草刈り等の保全管理を行っておられた農地となります。2 年ほど前に地元のご家族が亡くなられ、譲渡人ご自身も農業経験がないため管理継続が困難となっておりました。そこで先ほどの受付番号 12-2 と同様、旧知である地元の譲受人に農地の譲渡を相談されたところ、売買に至ったものとなっております。 続きまして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件についてご説明をいたします。 まず、全部効率利用要件についてでございますが、譲受人は現在自己所有地において水稻や野菜を栽培されており、本申請地につきましても果樹を植栽するなど引き続き畑として利用される予定でございます。通作につきましては、自宅から約 300m 程度であり、営農上支障はないものと認められます。 次に、農作業従事要件についてでございます。譲受人本人は約 50 年の農作業従事経験があり、必要な営農体制が確保されていることから問題ないものと認められます。 最後に、地域との調和要件についてでございます。周辺は農道お

	よび雑種地に囲まれており、周辺地域の農地利用等に支障を及ぼすおそれはないものと認められます。説明は以上でございます。
安部 会長	この件につきましては、1 番 坂本宗延 委員に事前調査をお願いしておりますので報告をお願いします。
1 番 坂本宗延 委員	先ほどの受付番号 12-2 と内容・事情ともに同様であり、現地および計画ともに問題ございませんので妥当と判断いたします。
安部 会長	質問・意見はございませんか。……意見がないようですので採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
安部 会長	賛成多数と認め、受付番号 13-3 について申請通り決定いたします。以上で議案第 1 号の審議を終了いたします。
安部 会長	日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 2-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてご審議をお願いいたします。 受付番号 2-1 について説明いたします。本件は福井地内に位置する田の一部を墓地へ転用する申請でございます。申請者は町内の個人であり、現地は福井集落の東側に位置をしております。関係資料は議案書の 2 ページから 9 ページ、位置図につきましては 3 ページから 5 ページ、土地利用計画図は 6 ページに掲載しております。 転用理由につきましては、現在使用している墓地が山中にあるため、今後の維持管理の負担軽減を図り、自宅近くの土地へ移設を希望されるものとなっております。 本件につきまして、審査基準に基づき事務局にて検討した結果をご説明いたします。 まず、立地基準についてでございます。農地区分は小集団の生産力の低い『第 2 種農地』に該当いたします。また、代替地の検討におきましても他に適地がないことから、許可根拠を満たしているものと認められます。 次に、一般基準についてでございます。 資力および信用につきましては、金融機関の通帳の写しにより必要な資力を確認いたしております。また、申請者は過去に違反転用の既往はなく、信用性につきましても妥当と認められます。

	事業計画につきましては、内容を精査したところ速やかに実行される見込みとなっております。また、転用計画の規模につきましては、土地利用計画図の通り必要最小限の面積であり妥当であると認められます。 被害防除対策等につきましては、東側は田、西側は水路、南側は道路、北側は田に接しております、周辺農地所有者からの同意は取得済みでございます。排水関係につきましては、雨水は自然流下により自然浸透または水路への放流となっており、汚水の発生はない計画となっております。 日照・通風につきましては、建築物ではございませんので周辺への影響はございません。また、被害防除につきましては速やかに対処することとなっております。 なお、本件につきましては、本庁の担当課から墓地経営に関する事前指導を受けており、審査結果は適当となっております。説明は以上となります。
安部 会長	この件につきましては、3 番 尾崎正明 委員に事前調査をお願いしておりますので報告をお願いします。
3 番 尾崎正明 委員	8 月 30 日に申請者ご夫妻と私で現地確認を行いました。議案書 3 ページ・4 ページの地図をご覧くださいと思いますが、県道から農道を通り、農地には 1.5t トラックが入れるコンクリート舗装広場が整備されております。転用部分以外の残りの農地につきましては、現在契約されている八頭船岡農場様との契約を継続して水稻栽培を行い、自家管理分も含めて適切に運用される計画です。現地は集落の端の方ですが民家から 50m ほどの距離にあり、その点につきましても周辺住民および関係所有者の同意を得られておりますので、問題ないと判断いたしました。
安部 会長	この件につきまして質問・意見はございませんか。……意見がないようですので採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
安部 会長	賛成多数と認め、受付番号 2-1 について申請通り決定いたします。続きまして受付番号 3-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 3-2 について説明をいたします。本件は徳丸地内に位置する畑の一部を墓地へ転用する申請でございます。申請者は町内の

	個人であり、現地は上徳丸集落の南に位置する農地でございます。関係資料は議案書の 10 ページから 16 ページ、位置図につきましては 10 ページから 12 ページ、土地利用計画図は 13 ページとなっております。転用理由につきましては、先ほどとほぼ同様の内容となりますが、現在使用している墓地が山中にあるため、今後の維持管理の負担軽減を図り自宅近くの土地へ移設を希望されているものとなっております。本件におきましても、審査基準に基づき事務局にて検討した結果をご説明いたします。 まず、立地基準についてでございます。農地区分は小集団の生産力の低い『第 2 種農地』に該当いたします。また、代替地の検討におきましても他に適地がないことから、許可根拠を満たしているものと認められます。 次に、一般基準についてでございます。 資力および信用につきましては、金融機関の通帳の写しにより必要な資力を確認しております。また、申請者は過去に違反転用の既往はなく、信用性につきましても適当であります。 事業計画につきましては、内容を精査したところ速やかに実行される見込みとなっております。また規模につきましても、土地利用計画図の通り必要最小限の面積であり妥当であると認められます。 被害防除対策につきましては、東側は畑、西側は自己所有の畑、北側は道路、南側は水路に接しており、周辺農地所有者からの同意は取得済みでございます。排水関係におきましても、雨水は自然浸透または自然流下による水路への放流となり、汚水の発生はない計画となっております。 日照・通風につきましては、建築物はございませんので周辺生活環境への影響はございません。また、被害防除につきましても速やかに対処することとなっております。 なお、本件におきましても本庁の担当課から墓地経営に関する事前指導を受けており、審査結果は適当ということで伺っているところです。説明は以上となります。
安部 会長	この件につきましては、11 番 松尾福実 委員に事前調査をお願いしておりますので報告をお願いします。
11 番 松尾福実 委員	申請人のご自宅にてご夫妻と同席してお話を伺いました。従来の山中にある個人墓地へのお参りが困難となったため、自宅近くの所

	有地へ移設されるものです。現地は国道より少し下がった段のある自己所有地であり、移設理由・現地状況ともに十分配慮されるべきものであり妥当と判断いたしました。
安部 会長	質問・意見はございませんか。……意見がないようですので採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
安部 会長	賛成多数と認め、受付番号 3-2 について申請通り決定いたします。以上で議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての審議を終了いたします。
安部 会長	続きまして日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 17 ページをご覧ください。議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画についてご説明をいたします。八頭町長より令和 8 年 8 月 31 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものでございます。 それでは、整理番号 108-1 から 123-16 についてご説明いたします。この度は貸借のみでございます。鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 46,214 ㎡ (25 筆) を、借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸し付け、また機構中間保有地再生活活用事業のために鳥取県農業農村担い手育成機構へ貸し付けを行うものでございます。 貸付先の内訳といたしましては、農事組合法人 八頭船岡農場へ 7,685 ㎡ (3 筆)、その他 6 名の個人耕作者へ 38,529 ㎡ (22 筆) を貸し付けます。また、機構中間保有地再生活活用事業のために鳥取県農業農村担い手育成機構へ貸し付ける農地につきましては、9,016 ㎡ (4 筆) となっております。 本事業は、地域計画の目標経営体による活用が見込まれる果樹園跡地などの荒廃農地を再生し、水田等に整備した上で担い手等へ貸し付けを行う事業となっております。事業の詳細につきましては、後ほどの『その他』の議題にて改めて説明いたします。 具体的に現地スライドを交えてご説明いたします。19 ページの整理番号 113-6 をご覧ください。前方のスライドに映しております通り、こちらの果樹園跡地の農地となります。これを水田に整備・復旧いたしまして、担い手の方へ貸し付けを行うものでございます。

	続きまして、整理番号 114-7 でございます。こちら果樹園跡地となります。同じく水田に戻しまして担い手の方へ貸し付けを行います。 続きまして、22 ページの整理番号 122-10 をご覧ください。こちら果樹園跡地となります。こちら水田に戻しまして担い手の方へ貸し付けを行います。 続きまして、整理番号 123-16 につきましても、果樹園跡地となります。こちら水田に戻しまして担い手の方へ貸し付けを行います。来年度の作付けに向けまして整備工事等が進められる予定となっております。説明は以上でございます。
安部 会長	質問・意見はございませんか。……意見がないようですので採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
安部 会長	賛成多数と認め、整理番号 108-1 から 123-16 につきまして申請通り決定いたします。
安部 会長	続きまして日程第 6 議案第 4 号 所有者等を確知することができない農地の公示について事務局は説明をお願いします。
事務局	はい、議案書の 23 ページをご覧ください。所有者等を確知することができない農地の公示についてご説明をいたします。 本議案は、借受希望のあります農地について、登記名義人の死亡に伴い相続登記が未了であり、農業委員会にて戸籍等の探索を行ったものの、過半数の同意取得に必要な共有持分権者が判明しなかったため、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づく『所有者等を確知することができない旨の公示』について採決を求めるものでございます。 対象農地は、現在『有限会社 田中農場』が借り受けて耕作をしておりますが、当該計画が令和 9 年 3 月 31 日に満了を迎えます。同社より更新の申し出があったため手続きを進めたところ、登記名義人が令和 7 年に逝去されていることが判明いたしました。 農業委員会で戸籍等の探索を実施した結果、名義人には配偶者および子はおらず、また探索の範囲ではございませんが、関係機関への聞き取りからは、父母は既に死亡しており、兄弟姉妹も全員相続放棄されていることが判明いたしました。 農地の貸し借りにつきましては、登記名義人が貸渡人として申請を行います。相続未登記の農地につきましては、当該農地を共有

	する者の二分の一を超える同意が必要となります。今回は、過半の共有者が判明しなかったため、公示手続きに移行するものでございます。 公示は、役場本庁舎掲示板並びに町のホームページにて 2 ヶ月間実施をいたします。この間に共有者である旨の申し出があった場合は、申し出者に対して利用意向調査を実施し、利用意向があれば有効利用に向けた協議を進めます。申し出がなかった場合は、その旨を鳥取県農業農村担い手育成機構等へ通知いたしまして、県知事の裁定を経た上で、通常の促進計画と同様に利用権（貸借）が設定されることとなります。説明は以上でございます。
安部 会長	この件につきまして、質問・意見等がある方はお願いいたします。
3 番 尾崎正明 委員	詳しい仕組みがよく分からず質問させていただきますが、この件で知事裁定による許可（設定）が下りた場合、利用権の有効期間は何年間になるのでしょうか。
事務局	今回の申請につきましては、田中農場様が 5 年間の貸借をご希望されておりますので、ひとまず『5 年間』の設定となりますが、制度上の知事裁定におきましては最長で『40 年間』まで設定することが可能となっております。
3 番 尾崎正明 委員	はい、分かりました。では今回はとりあえず田中農場さんが 5 年間借り受けされるということで、今後も農場さんが継続される場合は最長 40 年まで可能ということですね。
事務局	期間につきましては、あくまで借り受けられる方（賃借人）が存在することが前提となりますので、『賃借期間＝契約期間』ということになります。今回は田中農場様から 5 年間という希望で申請をいただいておりますので 5 年間となりますが、その期間が満了する際に、また同様の手続きを行って更新していくという流れになります。
7 番 田中照幸 委員	私も勉強不足でよく分からないのですが、申出（所有者の現出）がなかった場合、鳥取県に通知して知事裁定を受けるとのことですが、その後、所有権はどうなるのでしょうか？例えば引き継ぎ手が誰もいないからといって、県や国がその土地を没収・所有権移転してしまうようなことはないのでしょうか。
事務局	はい、所有権が県や国に没収・移転されるということはありません。所有権自体は動かず元の名義人のままで、あくまで『貸借（利

	用権の設定)』について県知事が決定を行う仕組みでございます。通常ですと登記上の所有者様と直接貸借契約を結びますが、今回のように亡くなられて権利者が誰もいないという場合に利用権を設定できるようにしたのがこちらの制度となります。県の知事裁定の段階におきまして、県が『どなたに、何年間、いくら賃借料で貸すか』という決定内容を鳥取県公報等に掲載して公表・確定いたします。その際の賃借料につきましては、対象農地の周辺における平均的な賃料を算出し、知事裁定の中で決定されます。ただし、所有者様が不在で支払い先がございませんので、借り手(田中農場様)は賃借料を法務局へ『供託』することになります。将来的に相続人や権利者様が現れた際には、その法務局の供託金から支払われるという仕組みになっております。
1 番 坂本宗延 委員	このような所有者不明の農地というのは、どのようにして把握・発見されたのですか?パトロールで見つかったのか、関係者からの相談ですか。
事務局	本件は、ちょうど令和 9 年 3 月末に契約満了を迎えるにあたり、事前に更新書類の確認を行った段階で、登記名義人様が逝去されていることが判明いたしました。戸籍探索等の調査を行ったところ、関係者様が全員相続放棄をされていることが分かり、本手続きへ移行したものでございます。
事務局	補足説明をさせていただきます。 所有者不明農地や共有者の一部が不明な農地に関する公示議案は、今後も同様に上がってくることが想定されます。 この制度は、現在借り受け希望者(担い手)がおられる農地が対象となります。受け手がいない農地では公示手続きを行っても成り立ちませんので、今回の田中農場様のように耕作継続を希望されている場所で、相続未登記等により共有者の過半数の同意が得られない場合に、農業生産活動がストップしないよう法律に基づき救済・利用権設定を行う仕組みです。あらかじめ 2 ヶ月間公示を行い、異議がなければ知事裁定を経て貸借を設定することで、農地が使えなくなるのを防ぐ目的で運用されております。
安部 会長	質問・意見がないようですので採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)

安部 会長	賛成多数と認め、申請通り公示を行うことに決定いたします。以上で議案第 4 号の審議を終了いたします。
安部 会長	続きまして、日程第 7 その他について事務局より説明をお願いします。
事務局	失礼いたします。その他に入ります前に、1 点だけ共通理解といたしまして説明をさせていただきます。私が議案を読み上げる際、あえて申請者の個人氏名や詳細な小字・番地を申し上げておりません。どこどこ地内、譲渡人・譲受人という表現にとどめておりますのは、本定例会（総会）が公開原則となっているためでございます。農地の貸借や所有権移転等にはプライベートな事情が含まれており、最終的に議事録を作成して役場ホームページ等で公表する仕組みとなっております。委員の皆様が個別調査の報告をいただく際に、話しやすさの観点からお名前を出されることは差し支えございませんが、事務局で議事録を作成し HP 掲載する段階では、個人氏名や番地等を省略し『譲渡人』『譲受人』等の表記に変更・配慮を行っておりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。
安部 会長	ただいま事務局から説明がありました通り、配付されております議案等の原稿には個人情報が含まれておりますので、各自取り扱い・管理には十分注意していただきますようお願いいたします。それでは、その他の項目に入ります。
事務局	資料 1『令和 8 年度 市町村農業委員会会長・事務局長会議』についてご説明いたします。本会議は 8 月 29 日に開催され、全国農業会議所の黒谷事務局長様による講演や、県内の改選状況等について報告がございました。概要をまとめた資料をお配りしております。 1. 改選状況について：本町も 7 月に改選が行われましたが、県内 19 市町村のうち 15 市町村で改選が実施されました。女性委員の割合が 3 割を超える自治体も出てきております。 2. 農地利用最適化推進月間について：9 月 1 日から 11 月 11 日までの期間を『推進月間』とし、新規借り手等の集積目標を掲げて取り組んでおります。本日、机上に配付しておりますノベルティグッズ（タオル・軍手等）は日頃の活動にご活用ください。 3. 農業者年金の加入推進について：加入推進にあたり『認知度 100%（知らない人をゼロにする）』目標が掲げられております。 4. 米価情勢およびインボイス税制対応について：県内の概算金

	は 60kg あたり 16,000 円（前年比約 27%下落）となりました。またインボイス制度への対応として、売上高 1,000 万円以下の免税事業者（全国で約 76.5 万人規模）の減収分を補填・給付する仕組みが国において検討されております。 5. 地域計画のブラッシュアップについて：町内 12 地区の地域計画につきまして、昨年度実施したアンケート調査（回収率約 8 割）を踏まえ、時代の変化に合わせた見直し・ブラッシュアップを産業観光課とともに進めてまいります。 6. 今後の委員体制の見直し論議について：現在、農業委員と推進委員を並存配置しておりますが、体制を一本化した方が活動しやすいのではないかという法改正に向けた議論が国で進められております。
安部 会長	ただいまの説明（資料 1 関係、渇水対策事業など）について、何かご質問・ご意見はございませんか。
安部 会長	渇水対策事業についてですが、令和 8 年度事業ということは、町が県に対して申請するのが 12 月ということでしょうか？
事務局	渇水対策事業（『みんなで取り組む渇水対策事業』）につきましては、2 戸以上の耕作者で地域での水利用計画（水を入れる順番や配水ルールなど）を 12 月までに取りまとめて話し合いの上で申請を行っていただく形となります。補正予算案が 9 月町議会に提案されておりますが、今年度の作付け期というよりは、12 月までに地域で計画を作成していただくことで翌年度に補助（国補助率 1/2、県 1/4、市町村 1/4）が受けられる事業となっております。
安部 会長	そういうことですので、各地域で 12 月末までに事業計画を作成し、町へ提出していただくようお願いいたします。
事務局	続きまして、資料の裏面をご覧ください。『機構中間保有地再生活用事業（機構活用遊休農地再生利用事業）』についてご説明いたします。本事業は、果樹園跡地などの荒廃農地を鳥取県農業農村担い手育成機構が主体となって、耕作が可能な状態（水田等）へ再生し、地域の担い手へ貸し出す事業です。令和 8 年度より売買事業も追加されたことに伴い名称が変更となっております。 ・対象経費：抜根、伐竹・樹木の除去、土壌改良等にかかる費用が対象となります（不法投棄された産業廃棄物の処理等は対象外）。 ・補助要件・規模：1 箇所あたり 200 万円未満（補助率 1/2：県

	1/4・町 1/4)。200 万円未満であれば所有者の自己負担は生じません。集落単位で年度内 3 箇所まで、貸借期間を 5 年以上とすることが要件となります。 ・活用実績：主に認定農業者や地域営農法人からの申し出、集落役員からの相談により、果樹園跡地等を水田に復旧・再生して担い手に集積するケースが多く活用されております。なお、水路や進入路等の周辺条件も影響するため、申請前には十分な現地確認を行います。
安部 会長	本事業につきましては、八東地域を中心に積極的に取り組まれている事業でございます。時間の関係もございますので、詳細な質問等がありましたら次回会議等でお伺いいたします。
事務局	続きまして、農地パトロール関係についてご説明いたします。 本日、黄色い表紙の A3 ファイルをお配りしております。各担当エリアの農地名簿、航空写真、図面をファイリングしております。また、前回ご要望がございました『遊休農地・荒廃農地の判定事例（農林水産省作成のカラー写真集）』をファイルの 2 ページ目に入れておりますのでパトロールの際にご参照ください。あわせて、腕章、マグネット、パトロール意向調査票、パンフレット等を配付しております。 また、前回ご質問・ご要望がございましたクマ（ツキノワグマ）出没対策についてでございます。撃退スプレー等の配付について庁内調整を行いましたが、今年度予算での購入は困難という結論になりました。大変申し訳ございません。来年度予算での要求を検討してまいります。 今年度のパトロールにおかれましては、山奥や歩き回らなければ確認できない危険な場所につきましては無理をせず、事務局へご連絡いただき航空図面での確認へ切り替えて安全第一で進めてください。特に早朝・夕方の時間帯や山沿いでの作業は十分ご注意ください。詳細は担当より説明をさせます。
事務局	各班に現地確認用のカメラを配付しております。説明書も同封しておりますのでご確認ください。また、配付図面で『縮尺が小さくて見にくい』『拡大した図面がほしい』といったご要望がございましたら、個別に対応して印刷し直しますので、遠慮なく事務局までお申し付けください。

安部 会長	農地パトロールにつきましては、担当の農業委員と推進委員でペア・連携を組み、お互いに連絡・打ち合わせを行いながら安全に進めていただきますようお願いいたします。
事務局	最後に連絡事項を 3 点お伝えいたします。 1. 委員会特別研修会（東部地区）：11 月 26 日（木）午後 2 時～午後 4 時、とりぎん文化会館にて開催予定です。正式通知が届き次第、改めてご案内いたします。 2. 町内施設現地視察の実施について：7 月の改選に伴い新しく委員になられた方もおられますので、町内全域の農地等の状況を把握していただくため企画いたしました。10 月 13 日の次回定例会終了後、各地区（八東・船岡・郡家）に分かれていただき、視察候補地を 1 箇所ずつ選定の上、案内役をお決めいただきます。実施時期は 11 月中旬（第 2～第 3 週）、町で 28 人乗り小型バスを用意いたします。 3. 次回定例会日程：令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 1 時 30 分より、船岡地区公民館 大集会室にて開催いたします。
安部 会長	ただいまの連絡事項につきましても、次回会議で各地区ごとに視察候補地を選定していただくことになりますので、あらかじめご検討をお願いいたします。その他、全体を通して何かございますか。
安部 会長	無いようですので、以上をもちまして第 6 回八頭町農業委員会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。
事務局	本日の会議は 1 時間 30 分となります。活動記録への記載をお願いいたします。
開会（14 時 50 分）	